

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

台湾自由経済実験区の紹介

前書き

自由経済実験区（Free Economic Pilot Zones）の設置は我が国の国家発展計画（2013年-2016年）経済政策の重要施政事項である。政府は経済自由実験区をきっかけとして、台湾を「自由貿易島」に発展することから、経済の自由化によって産業構造の調整を強化し、外資を引寄せることによって、経済の発展を目指すほか、環太平洋経済連携協定（TTP）及び東アジア地域包括的経済連携（RCEP）へ参加する条件を整えることを目標とし、区域経済体制への参加を目指す。自由経済実験区の第一段階は既に2013年8月8日にて行政院により計画の始動を宣言されており。また、第一段階は元自由貿易港区の六つの港区（台北港、基隆港、蘇澳港、台中港、高雄港及び桃園空港）のほか、台南安平港及び屏東農業バイテク園区により構成される。第二段階は「自由経済実験区特別条例」が実施してから、地方政府にその他自由経済実験区の設置申請を開放する計画である。

自由経済実験区の優遇措置

自由経済実験区は自由貿易港区を基点として、自由貿易港区の「前店後場¹（店舗の裏に工場を持つ）」戦略に基づき、自由経済貿易港区の範囲及び規模を拡張、並びに基礎施設を充実することを目標とする。但し、自由経済実験区の目的は自由経済貿易港区の拡張のみならず、実験区内の産業も将来性、発展性のある産業を選択している。今は、物流のインテリジェント化、国際医療、農業付加価値の向上、金融サービス、教育革新等の産業活動に対し、人員、商品、投資関係法律制限を緩和するほか、租税優遇、用地使用の関係措置を提供し、柔軟性のある制度及び優良の運営環境を提供することを目指す。次は行政院が許可した自由経済実験区企画方案における実験区優遇について説明する：

項目	措置	内容
人員の流通	1. 外国籍ホワイトカラー等の専門人員に関する居留制限の緩和	1. 外国籍専門人員の2年間の仕事経験制限を緩和 2. 外国籍人員の雇用する実験区内事業の売上額制限を緩和 3. 実験区内の一定規模を有する事業が中国籍人員の入国

¹「前店後場」とは、自由貿易港区を店舗として、外国の注文又は提携機会を引寄せた後、自由貿易港区の事業により国内の各加工輸出区、サイエンスパーク、工業区の事業に委託して加工又はサービスを提供することの代わりに、租税優遇で産業供給チェーンを結び、連带的に国内のその他経済特区（後場）の発展を目標とする。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

		居留申請条件を緩和
	2. 外国籍専門人員が入国後従事できる仕事に関する制限の緩和	実験区内の外国籍専門人員は委任又は請負契約の方式（雇用に限らない）で台湾で専門性及び技術性の仕事を従事することができる。
	3. 外国籍会計士、弁護士、建築士の開業を開放	外国籍（中国籍を除く）会計士、弁護士、建築士は実験区内において、法人又は個人身分で事務所を設立することができる。その他専門証明書を所持する外国人もその経営を投資又は参与することができる。
	4. 中国籍商務人員が短期商務活動への参加に関する制限を緩和	実験区内事業は中国籍人員が台湾で1ヶ月以内の短期商務活動を要請する場合、審査を免除するほか、外国籍人員に関する比率規定の制限を受けない。
	5. 実験区活動と関する商務人員に対して、台湾の短期滞在の入国手続の優遇を与える	<ol style="list-style-type: none"> 1. 外国籍専門人員が実験区内にて商業活動を従事するために、台湾への入国及び滞在するとき、ビザ申請の必要を免除、又は上陸ビザの申請を許可する 2. 実験区内事業が要請した中国籍商務人員に対して、有効期間3年間の「再入国許可²」を発行
貨物の流通	1. 輸入農業、工業原材料及び貨物に対する租税優遇	実験区内の外国貨物の持ち主は、実験区内で貯蔵、簡易加工又は貨物を国内外の取引先へ販売する場合、 営利事業所得税の課徴を免除する 。但し、当年度において国内の取引先に販売した貨物数量は、国内外の取引先に販売した貨物数量の10%を超えた場合、超えた部分について税金を課徴する。
	2. 輸入農業、工業原材料及び貨物の流通に対する制限を緩和	次のいずれかの条件に符合する未開放の中国製品は、実験区に輸入することができる： <ol style="list-style-type: none"> 1. 実験区に供給、又は委任加工後輸出原材料、パーツ、及び再梱包後全数輸出するために輸入したもの 2. 再梱包、加工、製造を経て輸入できる中国製品となった場合、国内へ販売することができる。

² 中国人民の台湾入国許可条例の規定に基づき、中国人民が台湾に入国して滞在又は活動する場合、入出国許可証を申請しなければならない（一般的には6ヶ月間有効の再入国許可）。実験区事業が要請した中国籍商務人員は3年間有効のみなし再入国許可を申請することができる。有効期間中、再申請する必要がなく、かかる証明を以って入出国することができる、中国籍商務人員が台湾で商務活動を行うときの便利を図る。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	検査制度の革新	電機電子製品業者が「供給者適合宣言 (SDoC)」を提出した場合、製品は販売前の審査を免除することができる。
資金流通	1. 中国資金への制限を緩和	1. 実験区内にて製造業に投資した中国資金に対し、外資と同等の待遇 ³ を与える。 2. WTO の承諾に基づき、中国資金が実験区内のサービス業への投資制限を緩和（但し、国家安全に関わる場合、この限りではない）。
	2. <u>実験区内事業の資金は自由的に移動することができる</u> :実験区内事業の实际需要に応じて、処理するものとする。	将来は、実験区内の企画及び実験区内事業実際の運用状況に応じて、関係法律規定の改正を行うものとする。
投資奨励	1. 台湾商人及び外国商人の投資を引寄せ	1. 海外の台湾商人及び実験区内事業がその事業の海外株式利息又は利益を実験区内に振込んで実質の投資を行い、且つ目的事業主管機関の審査を経て、 <u>海外株式利息又は利益に属すと判断した場合、前三年間において租税を免除</u> することができる。 2. 実験区内の外国人、華僑（中国資金を除く）投資について、一定金額内である場合、事後申請することができ、事前審査を免除する。
	2. 外国籍、中国籍専門人員が台湾で就業させるよう招募する	1. 実験区内に就職している外国籍専門人員又は商務居留している中国籍専門人員は、「台湾の戸籍がない」、「二重居住身分」及び「経済及び生活重心は台湾との関連度が低い」等に該当する場合、 <u>国外源泉所得の申告を免除</u> する。 2. また、前述人員は前3年間の勤務（商務居留）賃金所得を <u>半数のみ源泉所得税に記入する優遇を享有</u> する。
土地取得の方便を図る	土地賃借料の優遇	実験区内事業に対し、土地賃借料の優遇を提供する

³ 中国資金が台湾の既存又は新設製造事業を投資するとき、20%から50%所持株式制限又は支配力を具備しない制限を受けるか、若しくは産業提携策略を提出して特別審査を通過する制限を受ける。自由経済実験区は、前述の制限を緩和するものとする。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

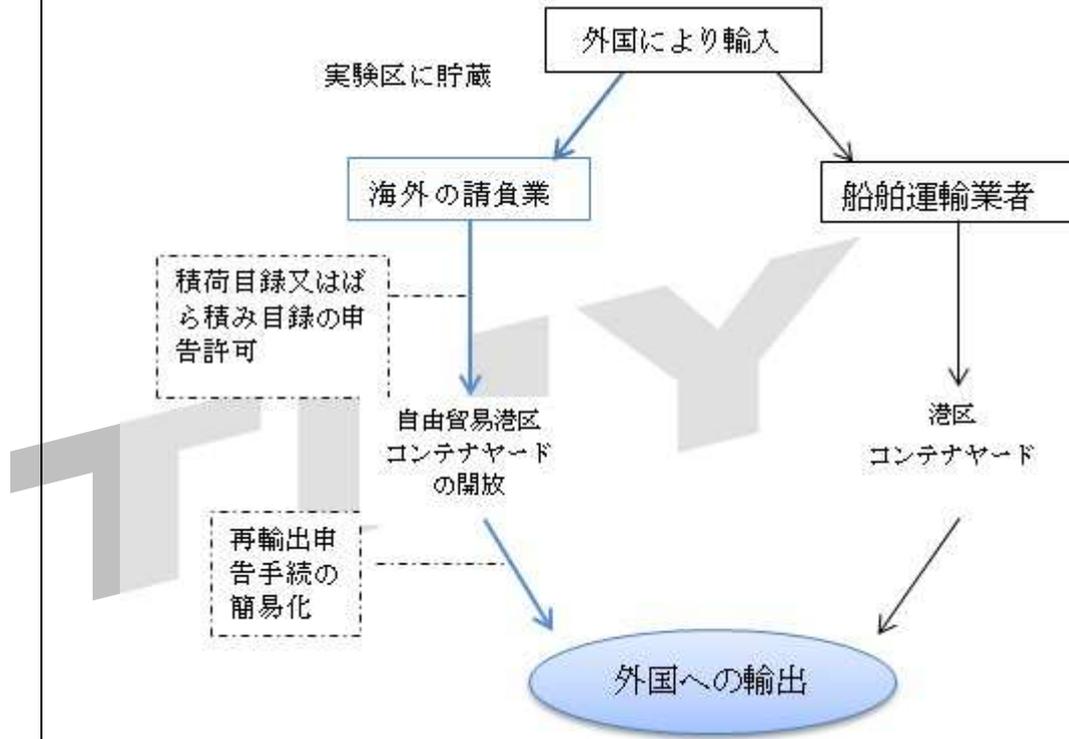
高効率の申請サービスを提供する	単一窓口サービス	業者と主管機関間の煩雑の申請、審査手続きを免除するため、単一窓口を設立し、業者に対して専属のカスタム化サービスを提供する。第一段階は工商登録、土地管理、建築管理等、第二段階は個別工場設立の環境保護許可審査、労働者、安全検査、税務等の業務までに含むものとする。
完全な公共施設	1. 基礎公共施設	産業の発展に応じて、展示会場、管理サービスセンター、水道・光熱、共用貯蔵、運送施設、対外交通施設を建築する。
	2. 情報通信施設	<ol style="list-style-type: none"> 1. ハイテク応用計画の推進、例えば、南星及び安兵港自由港区にて出入り管制の自動化システムを設置。 2. 高速の光ファイバーネットワークを構築する。例えば、桃園空港等の公共区域にて WiFi のホットスポットを増設し、南星自由区にてプロバイダー業者と協力して港区の ADSL ネットワーク施設を設置する。

自由経済実験区の中心産業

政府は自由経済実験区の設置を合わせる為、本国の発展性及び将来性の産業（「物流のインテリジェント化」、「国際医療」、「農業付加価値の向上」、「金融サービス」及び「教育革新」を含む）を選定する。次は第一段階の五つの推進計画について説明する：

本 *Newsletter* は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

中心産業	目標及び具体的の推進政策
物流のインテリジェント化	<p>台湾はアジア地区と北アメリカ地区間の運輸ルートの要所に位置しており、短距離運輸及び長距離運輸を結びつることができる利点を有するほか、国際物流評価もそれなりに評価されているため、物流のデジタル化管理システムを構築し、新しい物流モデルを發展するものとする：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 通貨手続の簡易化、物流速度の向上を図る 2. デジカル化サービスの推進、構築 3. 自由貿易港区既存の運営形式を強化するほか、新しい運営形式を發展する。次はフローチャートで發展しようとする新しい運営形式を説明する： <ol style="list-style-type: none"> (1) 再転送貿易  <pre> graph TD A[外国により輸入] --> B[実験区に貯蔵] A --> C[船舶運輸業者] B --> D[海外の請負業] C --> E[港区コンテナヤード] D --> F[自由貿易港区コンテナヤードの開放] F --> G[再輸出申告手続の簡易化] G --> H[外国への輸出] E --> H I[積荷目録又はばら積み目録の申告許可] -.-> D J[再輸出申告手続の簡易化] -.-> F </pre>

本 *Newsletter* は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

<p>国際医療</p>	<p>台湾の医療産業の付加価値は膨大であるほか、価格及び医療サービスの水準も国際的な競争力を有する。そのため、積極的に台湾の医療サービスを海外へ紹介し、周辺産業の発展を図る：</p> <p>1. 台湾医療サービスの国際化：</p> <p>(1) 国際空港にて国際医療サービスセンターを設置し、医療問合せ、スケジュールの調整、病院への連絡等のサービスを提供する。</p> <p>(2) 台湾への医療ビザ申請手続きを簡易化するほか、高消費力の客層に対して有料方式で簡易化通関優遇を提供する。</p> <p>(3) 台湾の観光名所、美食、ショッピングを含んだ医療旅行ツアーを提供する。</p> <p>2. 医療サービスの産業化：</p> <p>(1) 国際健康産業パークを設置し、国際医療機構及びバイオテック研究機構の進駐を募集し、医療健康機構の発展を図る。</p> <p>(2) 法人形態の国際健康医療センターの設立を奨励するほか、外国人員に対して、需要性が高く低リスクの医療サービスを提供する。</p> <p>(3) 国際医療サービスセンターは医療サービスのほか、自然療法、SPA、健康食品等の関係業者に進駐させることができる。また、保険法務、バイオ医療、観光産業等周辺産業の発展を企画する。</p> <p>3. 外国籍人員の経営参与制限を緩和： 外資（中国資本を除く）が国際医療機構を投資する際の実績者人数比例及び代表取締役の身分に関する制限を段階的に緩和する。</p> <p>4. 国際医療経営形式：</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> </div>
--------------------	--

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

<p>農業付加価値の向上</p>	<p>台湾は優秀の農産品加工技術を有し、育種、栽培、貯蔵、運輸等に関する重要技術の保有、研究発明、並びに農産品の生産安全管理において優位の地位を有するため、前述の利点を生かして農業技術の革新を推進することを目標としている：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中心産業：動物用ワクチン、鑑賞魚及び関係産業、農業用機械、茶業、農・魚・畜産加工、特殊製品（健康食品、スナック菓子、ペット関係産業） 2. 農業付加価値を全体的に発展することを推進するほか、輸出を目標とする農産業チェーンを構築する： 農産業チェーンについて検討し、「前店後場」の経営形式を構築する。次は茶業を例として、農産業チェーン及び「前店後場」の経営形式について説明する：
<p>金融サービス</p>	<p>金融業は OBU 及び OSU に通じて、ネガティブリストの業務執行及び商品販売を従事することができるように規制を緩和し、サービス提供の手続も簡略化する。</p>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

教育革新	<p>台湾の高等教育は長期に渡って法律に制限されるため、校務、学生募集、修業及び人事財務等の事務に関する規定は柔軟性を欠けるほか、国際化程度も明らかに不足である。従って、実験区にて試験方式で教育制度の緩和を行い、優秀人材の育成を図るものとする：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 外国の優秀大学は実験区に限定されない区域にて試験性大学又は学院を設置できるほか、国内の優秀大学と協力して学校業務を行うことができる。次は可能な形式について説明する： <ol style="list-style-type: none"> (1) 外国大学が台湾で分校又は学院を設立する (2) 国内外大学が共同で独立学院を設立する (3) 国内外大学が共同で課程を開く（例えば、国際 EMBA 課程） (4) 国内外大学が共同で高級管理課程 2. 大学法等関係法律制限を排除し、学校設立条件、学生募集・修業、人事財務、学位授与等の制限を緩和し、試験学校の自主管理権限を高める。 3. 優秀の学校及び学生が引寄せられるため、学生の募集は台湾又はその他国の学生に限定されることはなく、入学の申請も公立又は私立学校に限定されることはない。
-------------	--

結論

政府は自由経済実験区を通じて経済自由の発展を促成し、台湾の経済に起動力・エネルギーを注入することを図る。但し、台湾の経済発展促進の効果、又は国家安全・社会資源について各方から疑問⁴をあげられ、実施後の課題である。それに関わらず、政府により提出した各種の優遇及び措置は、台湾事業に投資し、又は台湾で事業を新設する意向のある外資/中国投資者にとっては大きな利点であることは考えられる。

⁴ 各方から疑問は主に、自由経済実験区による租税損失は経済発展によって補填できるか、国際医療の開放による医療資源への影響、中国籍ホワイトカラー人員の就業開放による台湾人民の就業機会への影響、中国農産品の開放による台湾農産品への影響、脱税及び密輸などを含む。

本 **Newsletter** は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。